

報告第二十二号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十九年十一月二十八日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立第三松江小学校 改築に伴う機械設備工事	東京セントラルエアコン 株式会社 代表取締役社長 坂根 尚樹	27.7.7 (598 日間)	円 506,746,800	今回 29.8.17	円 509,576,400(2,829,600) (0.6%)	掘削作業の支障となる地中障害物が発生したため、その撤去処分等を行ったことによる増及び施工する予定であった埋設ガス配管の撤去工事を、東京ガス株式会社の施工に変更したことによる減
	江戸川区立葛西小学校・葛西中学校教室棟外解体工事	株式会社フジムラ 代表取締役 藤村 直人	29.3.24 (109 日間)	円 306,720,000	今回 29.8.25	円 312,195,600(5,475,600) (1.8%)	地中障害物の撤去処分を行ったこと、撤去するアスベスト含有消火栓保温材の数量を変更したこと等による増